

## 安全管理要領

### 1 総則

本要領は、ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）（以下、「本公園」という。）の公園施設点検基準を定め、公園利用者の安全性・快適性の確保や施設の機能保全を図ることを目的として定めるものである。「点検」とは、管理対象施設（遊戯施設、建築物、工作物、設備、樹木等）の状態や劣化の程度などを、あらかじめ定めた手順により検査することをいい、異常または劣化がある場合に必要に応じて措置し、対応を判断することを含んでいる。

なお、公園は、健康・レクリエーションや癒し・やすらぎの場を提供する施設であることから、基準に定められた点検などを着実に実施し機能確保することはもとより、公園管理に携わるすべての者は、より安全で安心・快適な公園となるよう、専門的な知識の習得や意識の向上を図るものとする。また本要領に示されている法令・計画・指針等については、常に改訂などが行われていないか確認し、最新版をもとに、点検などを実施するものとする。

### 2 各公園施設の点検基準

各公園施設の点検は、本要領によるほか、「公園施設の安全点検に関する指針（案）」（平成 27 年 4 月 国土交通省）、その他関係法令等に留意して実施すること。

#### (1) 遊戯施設点検

遊戯施設の点検は、本要領によるほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第 2 版）」（平成 26 年 6 月 国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」（平成 26 年 6 月 一般社団法人 日本公園施設業協会）に留意して実施すること。

また、施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置または修繕を行い、事故の未然防止に努めること。

#### ア 日常点検（日常巡視）

主として、目視・触診を行うことにより、施設の変状や異常の有無などを調べる。特に利用者に危険を及ぼす可能性がないか確認する。

(ア) 点検に先立ち、遊具名、異常の有無などの項目を記載した「日常点検チェックリスト」を作成し、市に確認を受ける。

(イ) 点検頻度は、日々の公園巡視に併せて、基本的に毎日実施する。また、適正利用の指導や危険な遊びへの注意喚起を併せて実施する。

#### イ 定期点検 <実施頻度：年 1 回>

定期点検は、遊戯施設の各部位・部材の変状状態について、専門技術者により実施する点検であり、目視・触診・打診・聴診のほか、必要に応じて施設を分解し、専用計測器等を使用して、不可視部分も含めて、詳細に点検を行う。

(ア) 本点検は、「遊具の安全に関する規準」に定める定期点検を指す。また必要に応じて、「遊具の安全に関する規準」に定める精密点検も実施すること。

(イ) 点検頻度は、年 1 回を標準とするが、必要に応じて随時実施する。

(ウ) 点検結果は、点検表及び写真を維持管理報告書に綴じ、提出すること。点検表の様式は、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づき作成する。

(エ) 点検に必要な専門技術者は、以下の資格を有する者とする。

a （一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設点検管理士」または「公園施設点検技士」（「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」でも可）

- ｂ 「遊具の安全に関する規準」に定める精密点検については、「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」

(オ) 点検した際に、不備が認められた場合、随時市に報告すること。

## (2) 建築物点検

### ア 日常点検（日常巡視）

指定管理区域内にある公共施設となる建築物の外壁、建具、排水口等について、目視により施設の変状や異常の有無を確認する。排水口の詰まりは漏水や躯体の劣化の原因となるため、常に清掃を行うこととする。施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

### イ 定期点検 ＜実施頻度：1回／3ヶ月＞

「公共施設点検マニュアル」（令和2年7月 茨木市）の日常点検チェックシートを参考に、指定管理区域内にある公共施設となる建築物の外壁、排水口、屋根（屋上）、建具、内壁等について、目視により施設の変状や異常の有無等を確認する。

## (3) 建築設備等点検

### ア 日常点検（日常巡視）

建築設備等（防火設備、建築設備）について、目視により変状や異常の有無等について点検を行い、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

### イ 定期点検（特定建築設備等法定点検） ＜実施頻度：1回／1年＞

特定建築設備等（防火設備、建築設備）について、建築基準法施行規則第6条の2に基づき、以下のとおり適切に法定点検を行うこととする。

#### (ア) 防火設備

国土交通省告示第723号「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」により適切に行うこととする。本点検の専門技術者は1級建築士、2級建築士、防火設備検査員（国土交通大臣登録資格）とする。

#### (イ) 建築設備

国土交通省告示第285号「建築設備等の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」により適切に行うこととする。

本点検の専門技術者は、1級建築士、2級建築士、建築設備検査員（国土交通大臣登録資格）とする。

## (4) 園路・広場・工作物等点検

### ア 日常点検（日常巡視）

管理対象外施設を除く全ての園路・広場・工作物（柵、ベンチ等の管理施設など）（以下、「工作物等」という。）について、目視により施設の変状や異常の有無等を確認し、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

公園管理区域の境界付近など、対象となる工作物等が不明瞭な場合は、事前に市に確認のうえ点検を実施することとする。

## (5) 電気・消防設備点検

### ア 日常点検（日常巡視）

電気・消防設備について、目視により、変状や異常（異常音や警告ランプ点灯、照明灯の不点灯等）の有無等の確認を行い、施設の変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、

事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検 <実施頻度：「(ク) 業務内容及び点検対象・頻度」を参照>

- (ア) 電気事業法に基づき電気工作物等の維持及び運用に関する保安の確保のために必要な点検、測定を実施する。
- (イ) 業務の内容及び点検対象・頻度は、(ク) 業務内容及び点検対象・頻度の通りとする。
- (ウ) 点検業務には、設備の運転・停止、停電を伴う作業もあるので、市及び民間施設設置事業者と作業工程やその方法を十分協議の上で実施する。
- (エ) 絶縁劣化した回路が確認された場合には、可能な限りその箇所や範囲を特定し、対策を講じる。
- (オ) 点検結果は、年度終了後維持管理報告書に綴じ、市に提出するものとし、異常のある場合は、可能な範囲で原因の究明に努めるとともに、市と随時協議のうえその対策や応急処置等を行う。
- (カ) 電気事業法に基づく保安管理に関する諸手続きを行う。
- (キ) 提出図書
  - ア 点検結果報告書(下記の内容のものとする。)
    - (a) 点検場所・項目内容・実施日の一覧
    - (b) 点検結果(消防設備に関する報告形式は、消防法に基づくものとする。)
    - (c) 各測定、試験結果
    - (d) 年度末時点の点検対照表(場所、名称、数量)
    - (e) 年度末時点の単線結線図、施設配置図、平面図等点検作業に用いた図
  - ク 業務内容及び点検対象・頻度
    - ア 一般電気工作物の巡視・点検・測定試験〔低圧で受電する電気設備。分電盤等〕
      - (a) 外観点検、外灯点灯試験 : 年2回(半期毎)
      - (b) 観察点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 : 年1回

※1 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。

- ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- ② 電線と他物との離隔距離の適否
- ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- ④ 接地線等の保安装置の取付け状態

※2 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

- バ 消防設備の点検〔消防法に基づく防火対象物に設けられている消防用設備の点検。火災報知器、非常用警報設備、消火栓設備等。〕

- (a) 外観・機能点検 : 年2回
- (b) 総合点検 : 年1回

※1 有効期限が切れた消火器(現状は設置無し)については、適宜、指定管理者が交換する。

※2 指定管理者により消防署への報告(3年に1回)を行う。

## (6) 給排水設備点検

### ア 日常点検(日常巡視)

給水設備は毎月の使用料を把握し、目視により変状や異常の有無を確認するなど、漏水等の事故がないよう点検する。

毎日の日常点検において、漏水、集水桝内の土砂の堆積状況、桝蓋やバルブボックス等の亀裂、脱落、目詰まり等の異常の有無について点検を行い、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

また、排水設備については定期的に集水桝や配管内の清掃を行い、適切に機能するよう維持管理に努

める。

イ 定期点検

加圧給水ポンプについて、水道法に基づく法定点検を適切に行う。

(7) 下水道設備点検

ア 日常点検（日常巡視）

目視により警告ランプや異常音、外観の変状や異常の有無等について点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検

下水道設備について、専門業者等により定期的な清掃及びポンプ設備の保守点検やオーバーホールを行い、異常が報告された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

(8) その他設備点検（灌水設備等）

ア 日常点検（日常巡視）

目視により警告ランプや異常音、外観の変状や異常の有無等について点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者に修繕を依頼するなど機能回復に努める。

イ 定期点検

専門業者等により定期的に点検を行い、異常等が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置等を講じ、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

(9) 照明灯等基差点検

ア 日常点検（日常巡視）

照明灯、標識等ポール状の構造物について、腐食等による転倒を未然に防止するため、日常的に点検し、変状や異常が確認された場合は、必要に応じて対象施設付近に近づかないようにカラーコーン等で明示し、事故の発生を未然に防ぐとともに、専門業者による修繕を行うなど機能回復に努める。

イ 定期点検 <実施頻度：1回／5年>

「大阪府道路付属物（標識、照明灯）点検要領」（平成28年4月 大阪府 都市整備部 交通道路室）（以下、「道路付属物点検要領」という。）を参考に、点検用資機材を併用した近接目視などによる点検を行う。

また、直近の定期点検により要経過観察となっているものは、年1回点検を行うものとする。

(10) 公園内の樹木等点検

公園内の樹木等の点検は、本要領によるほか、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月 国土交通省）に留意して実施すること。

原則、本公園内の全ての樹木等を対象とするが、倒木、落枝による来園者への被害の及ぶ恐れのない箇所（立入り禁止区域や、山間部沿いの園路沿い以外の箇所など）の樹木等は除く。

ア 日常点検

樹木や竹等（以下、「樹木等」という。）について、目視により、枯れ、異常の有無を点検し、公園利用者の安全を確保する。異常が認められた場合は、市へ速やかに報告の上、必要に応じて立入禁止措置や、剪定、伐採等の処置を行い、事故の発生を未然に防止するとともに、樹木等の健全な育成や良好な景観の維持に努める。

なお、異常が認められ、さらに精密な点検が必要な場合は、状況に応じて樹木医や専門業者に依頼するなどの適切な対応を行う。

(参考) 日常点検の点検項目

(ア) 倒伏、落枝による利用障害

(イ) 枯れ枝、ぶら下がり枝（かかり枝）で落枝危険性の高いもの

(ウ) 視距の阻害

(エ) 突出枝

(オ) 樹木の不自然な傾斜など、定期点検以上の段階の点検項目でも明らか確認できる変状及び異常

イ 定期点検 <2回/年>

目視等により、日常点検よりも詳細な点検を行う。特に園路付近の人が利用する場所については、適宜揺動により点検を行う。点検の時期は、利用者が増加する時期の前や、台風が発生するシーズンの前、枯損枝の発見が容易な展葉期など、利用者や樹木の特性を踏まえて計画し、年2回程度実施する。

(参考) 定期点検の点検項目

日常点検の点検項目に加え、目視や揺動により、以下項目について点検

〔揺動による点検〕

(カ) 外周道路の建築限界

(ア) 樹幹の揺らぎ

(キ) 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み

〔目視による点検〕

(ク) 支柱の樹幹への食込み

(イ) 樹幹の不自然な傾斜

(ケ) 舗装部の根上がり

(ウ) 樹幹の亀裂

(コ) 踏圧防止版の損傷・不陸・根本への食込み

(エ) 樹幹・大枝・地際のキノコ

(サ) 利用者に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木

(オ) 樹勢、樹形

(シ) その他特記すべき変状及び異常

ウ 専門点検 <実施頻度：必要に応じて実施>

指定管理者が行う日常点検や定期点検とは別に、園路沿いや外縁部の道路・民地沿いなどの高木について、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に基づき診断を実施し、樹木診断カルテを作成するとともに適切な処置を施すための判定を行う。

(11) 落石点検・法面对策

ア 日常点検

公園の法面などを対象に、日常巡視の中で落石等の変状や異常の有無について目視点検を行う。異常が確認された場合は、速やかに市に報告するとともに、必要に応じて危険な石の除去や周辺区域の立入禁止措置等を講じ、事故の未然防止に努める。

3 その他

(1) 点検結果の報告、共有、保管 【指定管理者・市】

ア 指定管理者は、各施設の法定点検・検査において、報告が義務付けられているものについては、点検結果を速やかに所管する官公庁等に報告するものとする。

イ 各施設の定期点検、専門点検、その他把握しておく必要があると判断した保守点検結果については、市と指定管理者において、点検結果報告書を速やかに共有するものとする。

ウ 法令により、実施主体において一定期間の保管義務が定められている点検結果報告書については、それぞれの実施主体の責任において義務期間中は適切に保管するものとする。なお、指定管理者が実施し保管している報告書について、指定管理者の変更時には、次期指定管理者に引き継ぐこととする。

(2) 臨時点検 【指定管理者】

異常気象時や地震発生時など施設に異常が生じる恐れがある場合や、他公園などにおいて類似施設による事故が発生した場合など、必要に応じて事故の未然防止の観点から、臨時点検を行うものとする。

また、市が臨時点検・調査を求めた場合は協力することとする。

<参考：遊戯施設定期点検チェックリスト様式（例）>

遊戯施設定期点検チェックリスト様式（例）

| 遊具情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                    |     |       |       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----|-------|-------|-------|
| 公園名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〇〇公園                                               |     | 遊戯場名  | 〇〇遊戯場 |       |
| 遊具名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〇〇公園                                               |     |       |       |       |
| 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                    |     |       |       |       |
| 大種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 滑降系遊具                                              | 中種別 | 滑り台   | 小種別   | FRP 系 |
| 点検情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                    |     |       |       |       |
| 実施者氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                    |     | 点検年月日 | 年     | 月 日   |
| 点検結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                    |     |       |       |       |
| <p><b>専門技術者による精密点検の点検項目を参考に点検項目を設定する</b></p> <p>○揺動系（ブランコ、スプリング遊具など）<br/>           着座部の変状・くされ・磨耗・取り付け状況など、チェーンの磨耗・金具取り付け状況など、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など</p> <p>○上下動系（シーソーなど）<br/>           支点部・緩衝部の変状・磨耗・錆・ずれなど、柄の変状・ぐらつき・錆・ねじ類緩み、軸受・腕部・脚部の変状・錆・金具取り付け状況など、着座部のささくれなど</p> <p>○回転動系（回転ジャングルジムなど）<br/>           支柱と回転部の遊び、軸受・ベアリングの破損など、パイプ枠の変状・腐食・磨耗・ぐらつき・金具の緩みなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など</p> <p>○滑走系（ターザンロープなど）<br/>           ロープの磨耗、金具の取り付け状況など</p> <p>○滑降系（すべり台など）<br/>           滑走部の変状・くされ・磨耗・突起、回転不良（ローラーの場合）など、側板・手摺・踊場・連結部・階段の変状・ぐらつき・錆の有無・突起・塗装剥離・異常音など、基礎部・階段の地表面凹凸や障害物など</p> <p>○懸垂運動系（ラダー、鉄棒など）<br/>           部材の変状・くされ・ぐらつき・磨耗、金具取り付け状況など、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など</p> <p>○登はん運動系（ジャングルジム、登はん棒、クライムネットなど）<br/>           縦・横部材の変状・磨耗・錆・ぐらつき・金具の緩みなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など</p> <p>○平衡系（平均台、プレイステップなど）<br/>           部材の変状・くされ・ぐらつきなど、基礎の露出・地表面凹凸や障害物など</p> <p>○複合系（複合遊具）<br/>           遊具を構成するパーツ特性に応じた内容</p> <p>○その他（砂場など）<br/>           砂の充足・ガラス片など異物の混入・犬猫の糞・排水不良など</p> |                                                    |     |       |       |       |
| 評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1. 異常なし      2. 要観察      3. 異常有り（使用可）      4. 使用中止 |     |       |       |       |
| コメント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                    |     |       |       |       |

[illegible]

